## 中小企業信用保険法第2条第5項第5号 (イー① 売上高減少) に基づく認定について

この認定は、国が定める要件に基づき、池田市長が行うもので、セーフティネット保証制度の利用資格となっています。

様式イー①で認定申請できるのは、次に該当する方です。

- ・1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる中小企業者
- ・営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する中小企業者
- ★確認手順① ご自身の営む事業が属する業種を日本標準産業分類(平成25年10 月改定)の細分類で確認
  - ⇒ (参考) 総務省統計局 HP <a href="https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10">https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10</a>
- ★確認手順② その細分類が、経済産業大臣の指定する業種となっているか確認(指 定業種リスト参照)
  - ⇒ (参考) 中小企業庁 HP <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu">https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu</a> net 5gou.htm

## 【認定要件】

(次の①~③の全ての要件を満たすこと)

- ① 池田市内に事業所(注1)を有すること
- ② 経済産業大臣の指定する業種を営んでいること (★確認手順②参照)
- ③ 企業全体の最近 3 カ月間 (注 2) の売上高が前年同期比で 5 %減少していること (B A) ÷ B × 1 0 0 ≥ 5.0%
  - A:申込時点における最近3カ月間の企業全体の売上高
  - B:Aの期間に対応する前年の3カ月間の企業全体の売上高
- (注1)法人の場合は、原則として履歴事項全部証明書上の本社所在地の市町村で認 定を受けることになります。
- (注2) 最近3カ月間:申請日の属する月の2カ月前までを含む3カ月を対象期間と します。
  - 例)5月に申請する場合は、3月を含む3カ月(1、2、3月又は2、3、4月)

## 【認定申請時の提出書類】

提出書類	備考
認定申請書、添付書類	池田市 HP からダウンロードしてください。
	http://210.189.171.65/ikkrweb/material/files/group/20/youshiki1.pdf
	※池田市商工労働課(7階)にも設置しています
許認可等(写)	許認可等を必要とする場合
履歴事項全部証明書(原本)	法人の場合。3カ月以内に取得したものに限る
認定の根拠となる各月の売上高を確	別紙「添付書類」に記載した各月売上高を確認できるもの
認できる書類	複数業種にかかる事業を営んでいる場合、最近1年間の業
(試算表、売上台帳、総勘定元帳等い	種別売上高を確認できるものが必要
ずれかの写)最近1年間の売上高を確	
認できる書類	
(決算書、確定申告書等)	
営んでいる業種が全て指定業種に属	取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類
することを確認できる書類	
(履歴事項全部証明書、許認可証、パ	
ンフレット等)	
その他	実印をお持ちください

## [ ご注意]

- ・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・認定書の有効期間は、認定日から起算して 30 日です。本認定の有効期間内に融資申込を行うことが必要です。
- ・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

(問合せ先) 池田市市民活力部商工労働課 〒563-8666 池田市城南 1-1-1 TEL: 072-754-6241